

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	東亜建設工業株式会社			コード	1885
提出日	2025/6/11		異動（予定）日	2025/6/27	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会にて社外取締役の選任議案が付議されるため				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	岡村 眞彦	社外取締役	○													○		有
2	半田(佐々野) 未知	社外取締役	○													○		有
3	国谷 史朗	社外取締役	○													○		有
4	関根 嘉奈子	社外取締役	○													○		有
5	玉井 哲史	社外取締役	○													○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当なし	岡村眞彦氏は、大手商社会社の要職を歴任され、豊富な経験から取締役の職務執行の監査・監督強化を図るに十分な見識を有していると考え、当社において社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。また東京証券取引所の定める独立性基準および当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」（4.補足説明参照）を充たしていることから一般株主と利益相反の生じるおそれはないため、独立役員に指定しております。
2	該当なし	半田未知氏は、公認会計士及び税理士としての豊富な経験と高い知見を有し、また、内部統制、リスクマネジメント等のコンサルティング会社の経営者を務め、経営コンサルタントとして内部統制構築支援に携わっており、当社における取締役の職務執行の監査・監督強化の役割を十分に果たしていただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。また東京証券取引所の定める独立性基準および当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」（4.補足説明参照）を充たしていることから一般株主と利益相反の生じるおそれはないため、独立役員に指定しております。
3	該当なし	国谷史朗氏は、弁護士法人大江橋法律事務所パートナーとして、また米国ニューヨーク州弁護士として、法曹としての企業法務や国際法務に関する豊富な経験と高い知見を有し、長年に亘り他社の社外監査役及び社外取締役を務められており、企業経営に関するグローバル且つ高度な見識を持たれていることから、当社における取締役の職務執行の監督強化の役割を十分に果たしていただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。また東京証券取引所の定める独立性基準および当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」（4.補足説明参照）を充たしていることから一般株主と利益相反の生じるおそれはないため、独立役員に指定しております。
4	該当なし	関根嘉奈子氏は、多国籍、多文化、多様性を最先端で実践している米国、欧州等の金融機関、国際機関で要職を歴任され、サステナビリティを原則とした投資、コーポレートガバナンス、リスク管理などに関する高い知見とグローバルな感性、豊富な経験を有しており、当社における取締役の職務執行の監督強化の役割を十分に果たしていただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。また東京証券取引所の定める独立性基準および当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」（4.補足説明参照）を充たしていることから一般株主と利益相反の生じるおそれはないため、独立役員に指定しております。
5	該当なし	玉井哲史氏は、公認会計士としての豊富な経験と高い知見を有し、当社における取締役の職務執行の監査・監督強化の役割を十分に果たしていただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。また東京証券取引所の定める独立性基準および当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」（4.補足説明参照）を充たしていることから一般株主と利益相反の生じるおそれはないため、独立役員に指定しております。

4. 補足説明

当社は、当社が招聘する社外取締役の独立性を確保するため、株式会社東京証券取引所が定める「独立役員の確保(有価証券上場規程第436条の2)」及び「上場管理等に関するガイドライン」等を参考に、当社の[独立性検証項目]を設定しております。その概要は、次のとおりです。

(1)当該社外役員が当社グループとの取引先の出身者である場合
現在及び過去5年間に於いて、下記a.の取引先またはその業務執行者に該当する場合もしくは下記b.に該当する場合は、当該社外役員には独立性がないものと判断する。

a. 当該取引により、当社グループまたは当該取引先の存続発展に必要ないし多大な影響を及ぼす地位を有すると客観的・合理的に認められる場合(依存度が高い場合、連結売上高の2%以上である場合、当社グループから役員報酬以外に金銭その他の財産を受けている場合)

b. 当該取引先と当社グループとの取引において、当該社外役員の関与が認められる場合

(2)当該社外役員がコンサルタント、会計専門家または法律専門家の出身者である場合
現在及び過去5年間に於いて、以下のいずれかのケースに該当する場合は、当該社外役員には独立性がないものと判断する。

a. 役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産(注1)を当社グループから得ている場合

b. 当該社外役員が専門家の場合もしくはサービス等を受ける団体に属する場合において、当社グループの企業経営に不可欠あるいは他に同等のサービス等の提供先が容易に見つからないなど、当社グループの依存性が高い場合

c. 当社グループが当該団体からサービス等を受ける場合において、当該社外役員の関与が認められる場合

(3)当該社外役員の近親者(注2)が当社グループと関係がある場合
現在及び過去5年間に於いて、当該社外役員の近親者が以下のいずれかのケースに該当する場合は、当該社外役員には独立性がないものと判断する。

a. 上記(1)または(2)に掲げる者(重要でない者を除く。)

b. 当社グループの業務執行者(重要でない者を除く。)

(注1) 上記事業年度における平均額が年間1,000万円超

(注2) 配偶者、2親等以内の親族、同居の親族または生計を一にする者

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）

c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）

e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j. 上場会社の取引先（f. g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。